

9.20 交通安全

9.20.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.20-1 に示すとおりである。

表 9.20-1 調査事項及びその選択理由

| 調査事項 | 選択理由 |
|---|---|
| ①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準 | 事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。 |

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成 27 年 4 月 東京都交通局)等の既存資料調査によった。

2) 交通量等の状況

調査は、「平成 22 年度 全国道路街路交通情勢調査(道路交通センサス)交通量調査報告書」(平成 24 年 3 月 東京都建設局道路建設部)等の既存資料調査及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) アクセス経路の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

5) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 3 月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

6) 規制等の状況

調査は、「道路地図」等の既存資料の整理によった。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)の法令の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

計画地周辺の鉄道の状況は、「9. 19 公共交通へのアクセシビリティ 9. 19. 1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p. 418 参照)に示したとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、辰巳駅(東京メトロ有楽町線)、潮見駅(JR 京葉線)、新木場駅(JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道(りんかい線))がある。

利用者数は、平成 25 年度場合、辰巳駅(東京メトロ有楽町線)が 502 万人(日平均では 13, 756 人)、潮見駅(JR 京葉線)が 415 万人(日平均では 11, 358 人)、新木場駅(JR 京葉線)が、2, 585 万人(日平均では 70, 832 人)、新木場駅(東京メトロ有楽町線)が 1, 869 万人(日平均では 51, 216 人)、新木場駅(東京臨海高速鉄道(りんかい線))が 1, 106 万人(日平均では 30, 312 人)となっている。

イ. バス路線

計画地周辺のバス路線の状況は、「9. 19 公共交通へのアクセシビリティ 9. 19. 1 現況調査 (4) 調査結果 1) 公共交通機関の状況」(p. 418 参照)に示したとおりである。

計画地周辺では、都道を中心に路線バス及びコミュニティバスが整備されており、最寄りのバス停は計画地北東側約 10m の漣橋南詰バス停である。

2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9. 1 大気等 9. 1. 1 現況調査 (5) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p. 79 参照)に示したとおりである。

計画地周辺の周辺の平日の交通量は 23, 063 台/日、大型車混入率は 37. 0%、休日の交通量は、14, 349 台/日、大型車混入率は 25. 7%である。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

道路及び交通安全施設等の状況は、「9. 16 安全 9. 16. 1 現況調査 (4) 調査結果 7) バリアフリー化の状況」(p. 371 参照)に示したとおりである。

計画地周辺の主な道路としては、計画地北側に特別区道 江 470 号、江 490 号、計画地東側に特別区道 江 470 号、計画地南側に特別区道 江 457 号、さらにその南側には一般国道 357 号線(湾岸道路)及び首都高速湾岸線がある。また、計画地西側には東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)、首都高速道路 9 号深川線がある。

計画地周辺の主な交差点としては、計画地北東側に特別区道 江 470 号及び江 490 号が交差する漣橋南交差点、計画地南東側に特別区道 江 457 号及び江 470 号が交差する辰巳の森公園前交差点、計画地南西側に東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)及び特別区道 江 457 号が交差する辰巳日赤前交差点があり、いずれの交差点も歩行者用信号機及び横断歩道が設置されている。

4) アクセス経路の状況

アクセス経路の状況は、「9. 16 安全 9. 16. 1 現況調査 (4) 調査結果 7) バリアフリー化の状況 イ. 施設から公共交通機関へのバリアフリー化」(p. 372 参照)に示したとおりである。

計画地までの歩行者経路としては、辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号(湾岸道路)、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする経路等がある。

また、辰巳駅バス停及び辰巳団地バス停からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三

ツ目通り)より辰巳の森海浜公園内を経て、辰巳一バス停からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)より特別区道 江 470 号を経て、漣橋南詰バス停からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場バス停からは、一般国道 357 号(湾岸道路)、特別区道 江 457 及び江 470 号を経て、港湾住宅バス停からは特別区道 江 470 号を経てアクセスする経路等がある。いずれの経路も歩道が整備され、図 9. 16-3 (p. 373 参照)に示したとおりマウントアップやガードレールの安全施設との組合せにより、車道と分離されている。

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9. 1 大気 9. 1. 1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 70 参照)に示したとおりである。

計画地周辺には、教育施設等として 13 施設(幼稚園 3、小学校 3、中学校 3、高等学校 1、大学 3)、福祉施設として 22 施設(保育園・児童施設 20、高齢者福祉施設・障害者福祉施設 2)、医療施設として 2 施設(病院 2)、その他 1 施設の合計 38 施設が存在する。また、公園・緑地・児童遊園は 13 箇所存在する。

また、計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置する。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設等の位置関係は、表 9. 20-2 及び図 9. 20-1 に示すとおりである。東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)沿いに学校及び福祉施設が位置するほか、通学路である東京都市計画道路幹線街路環状第三号線(三ツ目通り)、特別区道 江 457 号、特別区道 江 470 号が工事用車両の走行ルートと重なる。

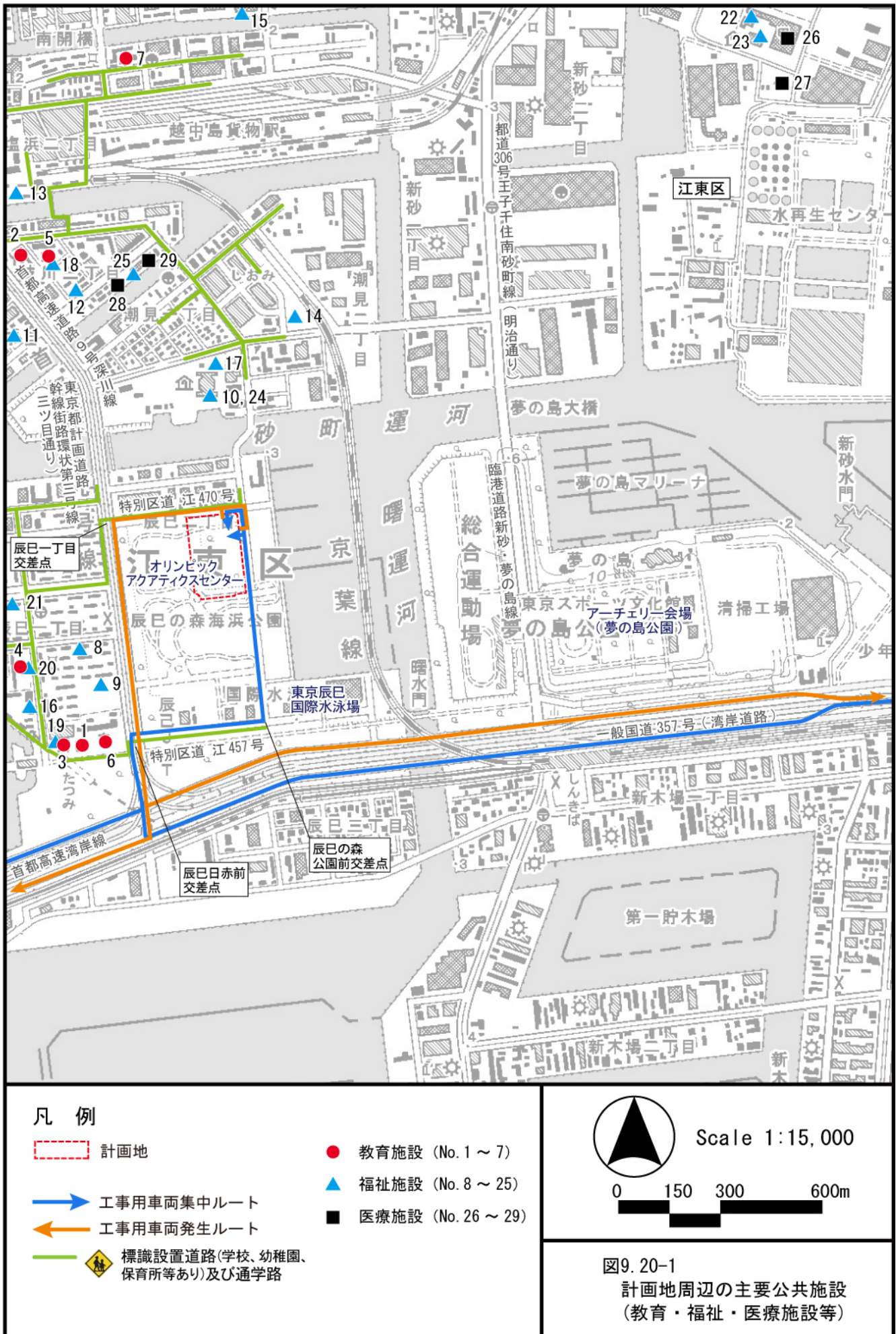
表 9.20-2 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

| 区分 | 番号 | 施設名 | 住所 | |
|------|----------|-----------------|--|-------------------|
| 教育施設 | 幼稚園 | 1 | 江東区立辰巳幼稚園 | 江東区辰巳 1-11-1 |
| | | 2 | 江東区立枝川幼稚園 | 江東区枝川 3-4-1-101 |
| | 小学校 | 3 | 江東区立辰巳小学校 | 江東区辰巳 1-11-1 |
| | | 4 | 江東区立第二辰巳小学校 | 江東区辰巳 1-1-22 |
| | | 5 | 江東区立枝川小学校 | 江東区枝川 3-5-3 |
| | 中学校 | 6 | 江東区立辰巳中学校 | 江東区辰巳 1-10-57 |
| | | 7 | 江東区立深川第八中学校 | 江東区塩浜 2-21-14 |
| 福祉施設 | 保育園、児童施設 | 8 | 江東区立辰巳第二保育園 | 江東区辰巳 1-10-65-101 |
| | | 9 | 江東区立辰巳第三保育園 | 江東区辰巳 1-10-81-101 |
| | | 10 | 潮見保育園 | 江東区潮見 1-29-15-101 |
| | | 11 | 深川愛隣保育園 | 江東区枝川 2-25-10 |
| | | 12 | 愛隣シャローム保育園 | 江東区枝川 3-6-15 |
| | | 13 | 江東区立塩崎保育園 | 江東区塩浜 2-6-3 |
| | | 14 | マミーナ潮見 | 江東区潮見 2-7-1 |
| | | 15 | 東陽町 YMCA 保育園 | 江東区東陽 2-2-20 |
| | | 16 | 辰巳児童館 辰巳学童クラブ | 江東区辰巳 1-1-36 |
| | | 17 | 潮見学童クラブ | 江東区潮見 1-29-16 |
| | | 18 | キッズクラブ枝川 | 江東区枝川 3-5-3 |
| | | 19 | キッズクラブ辰巳 | 江東区辰巳 1-11-1 |
| | | 20 | キッズクラブ二辰 | 江東区辰巳 1-1-22 |
| | | 高齢者福祉施設、障害者福祉施設 | 21 | 放課後等デイサービス大夢 |
| | 22 | | 介護老人保健施設 メディケアイースト | 江東区新砂 3-3-38 |
| | 23 | | 特別養護老人ホーム 三井陽光苑 三井陽光苑高齢者在宅サービスセンター 長寿サポート新砂（三井陽光苑在宅介護支援センター） | 江東区新砂 3-3-37 |
| | 24 | | 養老老人ホーム 潮見老人ホーム | 江東区潮見 1-29-15 |
| | 25 | | 介護老人保健施設 かがやきライフ江東 グループホーム サンライズホーム | 江東区枝川 3-8-18 |
| | 26 | | 順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター | 江東区新砂 3-3-20 |
| | 医療施設 | 病院 | 27 | 東京都立東部療育センター |
| 28 | | | 医療法人社団青藍会 鈴木リハビリテーション病院 | 江東区枝川 3-8-13 |
| 29 | | | 医療法人社団青峰会くじらホスピタル | 江東区枝川 3-8-25 |

注) 地点番号は、図 9.20-1 の表記に対応する。

出典: 「江東区施設案内」(平成 27 年 10 月 22 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/>



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

6) 規制等の状況

交通規制等の状況は、「9. 18 交通渋滞 9. 18. 1 現況調査 (4) 調査結果 4) 規制等の状況」(p. 414 参照) に示したとおりである。

辰巳駅からの計画地までの経路である東京都市計画道路幹線街路環状第三号線 (三ツ目通り) は 6 車線であり、規制速度は 50km/h 潮見駅からの計画地までの経路である特別区道 江 490 は 2 車線であり、法定速度は 60km/h、新木場駅からの経路である一般国道 357 号 (湾岸道路) は 8 車線であり、法定速度は 60km/h、特別区道 江 457 号及び江 470 号は 2 車線であり、法定速度は 60km/h である。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表 9. 20-3 に示すとおりである。

表 9. 20-3 交通安全に係る法律等

| 法令・条例等 | 責務等 |
|---------------------------------|--|
| 道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号) | (目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯 (以下この条において「歩道等」という。) と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。 |
| 道路構造令 (昭和 45 年政令 第 320 号) | (この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準 (都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法 (以下「法」という。) 第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。) 並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準 (同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。) を定めるに当たつて参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 第十一条 第四種の道路 (自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種 (第五級を除く。) の道路 (自転車歩行者道を設ける道路を除く。) 又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路 (自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。) には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。 |

9. 20. 2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う、会場等の周辺及び会場等までのアクセス経路における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、大会開催時の交通規制などで交通安全に変化が生じるとと思われる期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、公共交通機関から計画地等の周辺及び計画地等までのアクセス経路における歩車道線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

計画地までの歩行者経路としては、辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする経路等がある。

工事用車両の走行ルートは、図 7. 2-7（p. 32 参照）に示したとおりであり、工事用車両は主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用するほか、計画地からの発生車両は特別区道 江 470 号及び京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）、計画地への集中車両は東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）及び特別区道 江 457 号を走行する計画である。

辰巳駅、辰巳駅バス停及び辰巳団地バス停からの経路は、車両の走行ルートである東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）と重なるが、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）の歩道はマウントアップ形式、植樹帯及びガードレールにより歩道と車道が分離されている。また、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）は歩道橋を利用して渡る構造となっているため、立体的に車道と分離されている。

新木場駅及び港湾住宅バス停からの経路は、特別区道 江 457 号及び江 470 号が工事用車両の走行ルートと重なるが、マウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されている。また、計画地南東側の辰巳の森公園前交差点で工事用車両の走行ルートを横切るが、辰巳の森公園前交差点には歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

辰巳一バス停からの経路は、車両の走行ルートである東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）及び特別区道 江 470 号と重なるが、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）の歩道はマウントアップ形式、植樹帯及びガードレールにより、特別区道 江 470 号の歩道はマウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されている。また、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）は歩道橋を利用して渡る構造となっているため、立体的に車道と分離されている。

潮見駅及び漣橋南詰バス停からの経路は、計画地北東側の漣橋南交差点で工事用車両の走行ル

ートを横切るが、漣橋南交差点には歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

周辺教育施設の通学路は車両の走行ルートである東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）及び特別区道 江 457 号と重なる。また、計画地南西側の辰巳日赤前交差点、辰巳一丁目交差点で工事用車両の走行ルートを横切るが、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）の歩道はマウントアップ形式、植樹帯及びガードレールにより、特別区道 江 457 号の歩道はマウントアップ形式とガードレールにより歩道と車道が分離されているほか、辰巳日赤前交差点、辰巳一丁目交差点には歩行者用の信号機及び横断歩道が設置されている。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、一般歩行者の交通安全を確保する。

これらのことから、工事用車両の走行に伴う交通安全への変化の程度は小さいと予測する。

9.20.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・計画地周囲の歩道等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。
- ・児童の登下校時間帯の通学路においては特に安全走行を徹底する。
- ・工事中は、辰巳の森海浜公園利用者の交通安全を確保する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。
- ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。
- ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。
- ・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の交通安全に配慮する。
- ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。

9.20.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

計画地周辺には、辰巳の森海浜公園が存在し、アクセス経路としては、辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする経路等がある。また、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）、特別区道 江 457 号及び江 470 号は教育施設の通学路がある。

これらのアクセス経路及び通学路は、工事用車両が走行する計画であるが、いずれの経路もマウントアップ形式、植樹帯、ガードレールにより歩道と車道が分離されているほか、工事用車両の走行ルートを横断する箇所には歩行者用信号機、横断歩道が設置されている。また、工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、工事の実施に当たり道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定する等、通行者の安全を確保する。

以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標は満足するものと考ええる。

